資料5－2

◆現行計画における施策の実施状況と評価および今後の方向性（事業系廃棄物）

第２回審議会資料

実施済み	○	重点施策関連項目
一部実施	△	縮小・見直し
未実施	×	

No	施策	実績	評価	新計画での方向性（事務局案）
１．発生抑制施策				
１－①	ごみ処理手数料の見直しの検討	ごみ処理費に係る排出者の負担として、直接搬入時の処理手数料を改定しました。 搬入量200kg未満の場合、7円/kg →（H23～）110円/10kg 搬入量200kg以上の場合、11円/kg →（H23～）160円/10kg →（H26～）170円/10kg	○	近隣他市との均衡なども考慮しつつ、見直します。
１－②	事業者への発生抑制・減量化・資源化の指導	H24年度から事業系廃棄物の適正処理、発生抑制・減量化・資源化に向け、排出事業所への訪問指導を実施しています。（H29訪問件数＝208事業所、H30訪問件数＝242事業所）	○	排出事業所は概ね訪問し終えたため、新計画には反映しません。
１－③	食品ロス削減啓発パンフレットの作成［追加］	「3010運動+」を中心としたチラシや啓発物品を事業者に対して配付し、食品ロス削減に向けて取り組んでいます。	○	事業者に向けた「3010運動+」の啓発から、家庭向けの啓発にシフトさせます。
２．減量化（排出抑制）施策				
２－①	小規模事業者へのごみ減量対策の推進（オフィス町内会※等の新たな仕組みづくり） ※オフィス古紙を複数の企業で共同回収する仕組み	オフィス町内会等の仕組みを補完するものとして、小規模事業者が排出する資源物を集団回収の対象に追加（４－⑥）し、補助しています。	○	小規模事業者が排出する資源物を集団回収の対象に追加（４－⑥）することで、当該制度が補完されており、次期計画には反映しません。
２－②	多量排出事業者への減量化計画作成・運用指導の実施	多量排出事業者（前年度に月2ｔ以上の廃棄物をクリーンセンターに搬入した事業者）に対して、減量計画書の提出を求めるなどの指導を実施しています。 （H30対象＝43事業所、R1対象＝40事業所）	○	継続します。
２－③	優良事業者の取組事例の紹介	改善を要する事業所に対して、模範的な事業所の事例を紹介しています。	○	継続します。
２－④	事業系一般廃棄物減量セミナーの開催［追加］	事業系一般廃棄物減量セミナーを実施しました。（H29年2月実施。参加者：38人）	○	減量効果等の検証が困難であり、新計画には反映しませんが、訪問指導等による啓発を進めていきます。（１－②）
２－⑤	一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者への訪問指導の実施［追加］	2年に1度の一般廃棄物処理業（収集運搬）許可更新時に説明会を実施し、指導を行っています。	○	違反が発覚した場合や違反が予見される事象が発生した場合は、訪問指導を行います。
３．減量化（排出規制）施策				
３－①	分別区分体制の見直しの実施	それまで一部受け入れていた、事業系一般廃棄物（焼却ごみ類および可燃性の粗大ごみ）以外の資源ごみについて、H23年度から搬入を禁止しました。	○	事業系一般廃棄物のみの受入れを行います。
３－②	プラスチックごみの適正処理の指導	・事業所から出るプラスチックごみは産業廃棄物に該当することから、適正処理に向け、事業所訪問による啓発を行っています。 ・収集車両の検査による個別指導を実施しています。	○	継続します。
３－③	クリーンセンターへの資源ごみ搬入規制の厳格化（古紙類等）	収集車両の検査の結果、資源ごみの混入が見られる場合、個別指導を実施しています。	○	継続します。
４．資源化施策				
４－①	食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の再生利用の促進	再生利用事業者を「廃棄物の適正処理ガイドブック」に掲載し、事業所訪問時に配付することで、生ごみなどの食品廃棄物のリサイクルの啓発を行っています。	○	効果的な取組について検討します。
４－②	事業系ごみ袋の見直しの実施（可視化による分別の徹底）	H22年度より紙製のごみ袋から中身の見える透明・半透明の袋に変更し、搬入指導をしています。	○	継続します。
４－③	クリーンセンターでのごみ搬入検査の強化	収集車両の検査の回数を増やすことで、チェックを強化しています。	○	抜き打ち展開検査を行います。
４－④	適正分別・減量化・資源化マニュアルの作成、配付	事業所向けに「廃棄物の適正処理ガイドブック」を作成し、事業所訪問時に配付しています。	○	優良事例の情報収集に努め、更新・配付を行います。
４－⑤	雑紙保管袋の検討［追加］	H28年度から市民向けに雑紙保管袋を作成し配付しており、事業所向けのものは未検討です。	×	事業所では、古紙量が多い場合があり、馴染まないため、新計画には反映しませんが、訪問指導等により古紙分別啓発を進めていきます。
４－⑥	小規模事業者が排出する資源物を集団回収の対象に追加［追加］	H28年度から小規模事業者（従業員が概ね２０名以下の事業所）が排出する古紙類も、集団回収の対象として奨励金を交付しています。	○	周知を行います。